**校長　野口　淳司**

**令和５年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 一人ひとりの笑顔が輝く和泉支援学校～わかり合う、支え合う、育ち合う～１　安全・安心・清潔で、児童・生徒が学習活動に専念できる学校２　基礎的な体力、知識、技能およびコミュニケーション力を身につけ、共生社会の中をたくましく生き抜く力を養う学校３　特別支援教育の「専門性」を蓄積・継承・発展させ、校内外に貢献する学校 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| １　学習指導要領の確実な実施教員の専門性の向上を図り、教材教具の工夫・活用の促進と、児童・生徒一人ひとりの障がいの特性や発達状況に応じた教育を実践するとともに、大学と連携した研究を一層推進し、「確かな学力」の育成と授業改善に取組む。【担当：首席・教務部・研究部・ICT教育推進部・生活指導部・行事推進部】　（１）児童・生徒の三つの資質・能力を明確にし、それを各教科等の指導のねらいとして設定したうえで、授業等を行う。その際、「主体的・対話的で深い学び」の実現や「観点別学習状況の評価」を進めるとともに、指導と評価の一体化の観点から、PDCAサイクルによる授業改善に努める。　（２）「児童生徒１人１台端末利活用プラン」に基づき、各授業において１人１台端末を効果的に活用し、児童・生徒の学習活動を一層充実させる。デジタル教材について活用を進める。（３）音楽等の表現活動や読書活動の推進による自己表現力や自己肯定感の向上をめざす。児童会・生徒会活動を通して自立心・自尊感情や公共心を高める。　　　 ※R５―「和泉支援学校授業スタンダード」と「キャリアプランニングマトリックス」を関連付けて作成し、授業で活用のうえ改善を図る。アンケートを実施し、「授業スタンダードは役になった」教職員の肯定的評価70％以上。(新規)　　　　※R６―「和泉支援学校授業スタンダード」に基づいた授業実践の充実。（専門人材の活用による検証）　　　　※R７―学校見学会や公開授業等を通じて、「和泉支援学校授業スタンダード」を発信する。２　一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育の充実と社会参加に向けた生きる力の育成を図る。【担当：首席・・教務部・校内支援部・進路指導部・研究部・総務部】　（１）児童・生徒一人ひとりの障がいの実態を適切に把握し、保護者、関係者等と連携したうえで、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の充実を図るため、検討会議の方法を工夫する。　（２）児童・生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、小学部の段階から、障がいの特性や発達段階に応じてキャリア教育の推進を図り、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供する。職場見学等の体験学習の充実に努めるなど、キャリア教育を計画的・総合的に進める。　（３）個々の児童・生徒のニーズに基づく進路保障に向け、「キャリアプランニングマトリックス」と教育課程、教科の関連性を図り、高等部職業コースの充実や就労・社会参加につながるキャリア教育を一層推進した特色ある学校づくりをめざす。　　　※R５－「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「キャリアプランニングマトリックス」の関連付けと改善。高等部職業コース「チャレンジコース」の改編に係る検討。※R６－高等部職業コース「チャレンジコース」の改編と情報発信。※R７－教員のキャリア教育・進路支援に関する実践力の強化。「進路指導」に係る項目について学校教育自己診断保護者の肯定的意見95％以上。（R２ 87.2%,R３ 91.9%,R４ 90.2%）３　安全安心な学校づくりの推進　【担当：首席・健康安全部・防災対策部・生活指導部・通学指導部・研究部】（１）感染症対策を踏まえ、学校生活がより充実する安全対策を講ずる。（２）防犯・防災計画及び危機管理マニュアルを毎年検証し、自然災害等に備えた危機管理体制の充実を図る。（３）保健・安全・衛生管理に関する指導を徹底する。　（４）健康教育（薬物乱用防止、食育を含む）を推進する。　（５）子どもの人権保護（いじめの防止・個人情報保護・体罰禁止・虐待防止等）の取り組みを徹底する。（６）校内組織の見える化により各業務の見直しを行い、ICT を活用した効率的・効果的な職務遂行と時間外在校時間の縮減を推進する。（７）「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る。　　　※R５－全教職員の危機管理意識の向上と弾力的な危機管理体制の構築と環境整備を計画実施。３市１町との合同防災会議の定例化。　　　※R６－保護者と連携した自然災害等に備えた体制の充実。保護者向け安否確認ツールの活用訓練への参加率80％以上（R２ －%,R３ －%,R４ 70%）※R７－働き方改革に係る労働環境の改善。全学部教職員肯定的意見70％以上。（R２ －%,R３ －%,R４ 44%）４　特別支援教育のセンター的機能の充実インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のセンター的機能の充実を図る。【担当：首席・地域連携部・進路指導部・教務部・研究部・校内支援部・ICT教育推進部】　（１）地域の学校との交流及び共同学習を円滑かつ効果的に実施する方法を確立する。また本人・保護者のニーズを踏まえ居住地校交流の充実を図る。　（２）関係機関（教育、医療、福祉、労働等）と連携・協力して、センター的機能を発揮し、地域における支援教育の充実を図る。（３）就学・研修・地域支援等に係る会議や情報発信を総合的に行うことで地域における支援を一層推進する。　　　※R５，６－地域のセンター的機能の核として、地域の障がいのある子どもが将来にわたって必要となる幅広い情報を発信。※R７－地域における支援体制の強化。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和　５年　　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[R４年度値] | 自己評価 |
| １　学習指導要領の確実な実施 | （１）「観点別学習状況の評価」の推進と指導と評価の一体化・授業改善（２）「児童生徒１人１台端末利活用プラン」に基づいた取り組み（３）児童・生徒の自己表現力や自己肯定感、自尊心の向上 | （１）ア・教員の授業力向上のため、全学部の授業を互いに　　見学できるよう授業参観週間を設ける。10年経験者研修等の対象者の研究授業を参観できるようにし、全教員の授業力の向上や授業改善に取り組む。（２）ア・１人１台端末の児童生徒全員の持ち帰り実施に向け、保護者向け、児童生徒向け説明資料等を作成する。ICTを活用した授業を推進するため、利活用に係る研修を適宜実施する。イ・オンライン学習の体制を整備し、家庭との連携を図りオンライン授業を実施する。（３）ア・校内での作品展示スペース活用、芸術鑑賞、児童会・生徒会活動、図書活動、放送活動など含めた表現活動を推進する。イ・児童・生徒の健やかな体をはぐくむ取組みの充実を図る。 | （１）ア・「観点別学習状況の評価」をテーマとした公開授業週間を設け、各教員１回以上授業を見学できるようにする。［公開授業１回］授業研究会を実施し、授業力向上に向けて相互に高めあう体制（授業力向上主任及び専門人材による指導助言）作りを行う。［全体研修２回］（２）ア・児童生徒１人１台端末を効果的に活用し、「ICT機器の効果的な活用」に係る学校教育自己診断保護者の肯定的評価90％以上。［89％］イ・オンライン学習に係るマニュアルの作成。オンライン授業の試行１回以上実施。［新規］（３）ア・「教材・指導」に係る学校教育自己診断保護者の肯定的評価90％以上。[90%] ・児童・生徒のニーズに基づいた図書室の整備と充実及び活用の促進。［新規］イ・宗教的禁忌のある児童・生徒について、対応を教職員全体で共有し意識向上をはかる。ヤングケアラーを含めた子どもの人権に係る研修を実施する。[１回] |  |
| ２　一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実 | （１）児童・生徒一人ひとりの障がいの実態の適切な把握（２）早期からのキャリア教育の計画的・総合的な取組み　（３）個々の児童・生徒のニーズに基づく進路保障 | （１）ア・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」について、保護者等と連携のうえ、作成・活用の充実を図る。検討会議の方法を工夫する。イ・専門人材の指導助言のもと、「教育活動の話し合い」　を活発にし専門性の向上をはかる。（２）ア・社会に開かれた教育課程をつくり、より実践的なキャリア教育推進をめざす（３）ア・保護者のニーズを確実に把握したうえで、より細かな進路情報の提供をする。イ・職場実習先、就職先の新規開拓を進め引き続き教員の進路指導の実践力の向上をはかる。ウ・福祉事業所合同説明会の参加事業所を増やす。 | （１）ア・「個別の教育支援計画」に係る学校教育自己診断各学部保護者の肯定的評価95％以上の維持。［96％］イ・「教育活動の話し合い」に係る学校教育自己診断教職員の肯定的評価90％以上。［89％］（２）ア・各学部の活動内容を精選・充実し、就労を意識した作業学習等実践的な授業に必要な物品を購入。［新規］・「キャリア教育」に係る学校教育自己診断各学部保護者の肯定的評価90％以上。［87-94％］（３）ア・保護者対象事業所見学会を７回以上で実施する。［６か所２回以上］・「進路ニュース」を年４回以上発行し、中学部の進路状況や小学部保護者向け情報提供等内容の充実化。 [学期１回発行] ・「チャレンジコース」の新たな取り組みについて、年間計画を作成のうえ、校内外に発信。［新規］イ・進路指導部による校内進路研修を年３回開催。［各学部1回計３回］ウ・事業所への積極的な情報発信［50法人］ |  |
| ３　安全安心な学校づくりの推進 | （１）感染症対策と一層の学校生活の充実（２）防犯・防災等危機管理体制の充実（３）保健・安全・衛生管理（５）子どもの人権保護の取り組みの徹底（６）教職員の労働環境の改善（働き方改革） | （１）ア・ 感染症について、学校における感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、児童・生徒の学びを保障する。そのため、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」をもとに、感染症対策を継続しながら学校生活がより充実するよう検討・実施する。（２）ア・不審者を校内へ入れない意識の向上、また校内での対応を教員全員が身につける。教員が自らの危機管理意識をさらに向上させることで、実際の危機に対応できるようにする。イ・自然災害等に備えた体制の充実を図るため、防災対策部、災害に備えた危機管理体制を確立する。ウ・保護者向け・教職員向けの災害時における安否確認ツールの新規加入・年度更新を適切に行い、ツールを活用した訓練を実施する。エ・校区の３市１町の防災担当者と連携を図り、地域との協力体制をより強固なものにする。非常時においても在校生とその家族が安心して地域で避難生活ができる環境整備と啓発活動を行う。（３）ア・アレルギー・給食委員会を中心に、アレルギーに対する安全体制を構築する。個別の取り組みプランを作成し、喫食指導や給食指導等を安全に行う。イ・医療的ケア等のマニュアルを整備し、対象児童生徒へ適確な対応ができるようにする。ウ・通学バスの安全性を高めるため、バス会社が児童・生徒の特性等について理解し、対応できるようにする。・児童・生徒の安全や乗車時間、自宅からバス停までの距離を鑑みた運行経路やバス停の設置等を行う。エ・放課後等デイサービス事業所との連携を図り、下校時に児童・生徒を安全かつ確実に引き渡しが行えるようにする。オ・校内遊具および危険個所における事故やけがの予防に必要な対策を講じる。（５）ア・教職員対象に子どもの人権保護に係わる「いじめ・体罰防止」の実践的な研修を計画・実施する。「めぐみ」を見ての学習指導を実施する。イ・個人情報の管理を徹底し、教職員の個人情報に関する意識を高める。（６）ア・時間外在校時間の縮減と一斉退庁を設定する。イ・校内組織の見える化により各業務の見直しを行う。ウ・ICT を活用した効率的・効果的な職務遂行を図る。 | （１）ア・感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図る。（２）ア・所轄署警察官の指導のもと、　 実践的不審者侵入訓練を１回以上実施。［１回］イ・教員のセルフチェックシートを活用した研修を年１回以上実施。［1回］・「危機管理意識」学校教育自己診断教職員の肯定的評価85％以上。［81.4％］ウ・大規模災害時マニュアルに則った訓練の実施を通じて課題を見つけ、改善を図る。保護者向けに安否確認ツール活用訓練年３回以上の実施及びフォーム作成ツールでの回答機会を増やし全保護者・教職員が使えるツールにする。保護者参加率75％以上。［安否確認ツール訓練３回実施。参加率70％］エ・３市１町との実際的な体制構築を図るため、合同防災会議を年１回実施する。［福祉避難所の情報交換会議１回実施、他１回］ ・PTAと協力し、備蓄品の点検、更新を行う。［２回］（３）ア・本校で策定した「食物アレルギー対応マニュアル」を学部ごとに年度初め職員研修１回実施。［１回］・食物アレルギー・エピペンAED研修を年１回実施し、教職員の危機管理能力を高める。［アレルギー・エピペン研修を１回実施、AED研修を全教員１回以上］イ・医療的ケア等検討委員会が作成したマニュアルを全教職員へ周知する研修を年度当初に１回実施。［１回］てんかん発作対応研修を年１回実施［1回］ウ・バス会社との定例連絡会を年３回開催。［３回］課題をPTA役員会と共有する。［３回］エ・放課後等デイサービス事業所との連携会議を年３回以 上開催。［３回］・学校教育と事業所内放課後活動との連携について、事業者による授業見学やサービス担当者会議等を通じて、日々の子どもの情報共有等を行う。［３回］オ・教員による安全点検月１回及び業者による保守点検を１年に１回以上実施する。［安全点検月１回、保守点検１回］・ヒヤリハット事例や児童生徒情報を職員朝礼で共有。［新規］（５）ア・SNS等インターネット上の差別やいじめ等の防止、体罰・セクハラ防止等のすべての人権に係る研修においてワークショップを取り入れ、教員一人ひとりが自ら考え解決法を導く力を向上させる。年計３回実施。［３回うちワークショップ１回以上］「いじめ等の対応」に係る学校教育自己診断保護者及び教職員の肯定的評価87%以上。［保護者86.9、教職員82.8％］イ・個人情報保護に関する研修を年１回実施。［１回］・個人情報に関わる事案０件。［０件］（６）ア・残業削減のため、19:00（休業中は18:00）一斉退庁を設定し、教職員への周知・徹底。・「ゆとりの日」を課業月２回設定。［１回］うち１回は17:00一斉退庁を実施する。イ・各分掌・委員会等の業務を明確にし、見直すことで組織改編の実施。［新規］ウ・連絡メールシステムとフォーム作成ツールの活用を推進し、配付文書と会議資料の一層のペーパレス化を図る。［新規］ |  |
| ４ 特別支援教育のセンター的機能の充実 | （１）地域の学校との交流及び共同学習及び居住地校交流の充実（２）関係機関との連携による地域における支援教育の充実（３）地域への総合的な情報発信 | （１）ア・地域の学校との交流及び共同学習の内容が充実するよう連携して取り組む。(地域の学校教員が主体的に取り組むことができるような支援を重点とする)。イ・本人・保護者のニーズを踏まえた居住地校交流を計画・実施する。（２）ア・地域のインクルーシブ教育を推進する。地域や関係機関との連携を強め、それぞれの立場で主体的にインクルーシブ教育システムの構築を推進する。イ・様々な課題を抱える児童・生徒の支援に向けて、校内の支援体制を構築し、子ども家庭センターや市町関係部局等の関係機関と連携する。さらに保護者への情報発信を行う。（３）ア・地元自治会との連携強化を図る。学校周辺の清掃活動を行い、地域美化に協力する。イ・本校の特色や取り組みについて積極的に情報発信し、地域支援の充実化を図る。 | （１）ア・小学部：交流学習（直接的交流および間接的交流を含む）を20回以上実施。中学部：交流校教員が主担を持つ授業を４回以上実施。［小学部直接的交流22回、間接的交流４回実施。中学部直接的交流18回、間接的交流２回実施。内交流校主導の打ち合わせ会議を７回以上実施］高等部：交流学習１回以上実施。イ・居住地校交流アンケート本人・保護者の満足度80％以上。［新規］（２）ア・校区内（泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）教育委員会と就学・研修・地域支援について総合的に本校が情報発信する総合的な会議を年度のはじめとおわりに年２回以上開催。［居住地校交流推進会議３市各１回、合計３回］イ・「学校と他機関との連携」に係る保護者の肯定的評価75%以上。［69.4％］（３）ア・運動会、学習発表会等の学校行事のポスターを地域の掲示板に掲示依頼。・月１回、校内または校外の清掃活動の実施を検討する。［校内：月１回、校外：伯太高と１回実施］イ・ホームページをリニューアルし、各分掌や担当によるホームページの各項目やブログによる取り組みの紹介を充実させる。［新規］ |  |